

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案4件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第51号横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第52号横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件については、一括議題にして審査いたしました。議案2件については、「連携施設確保の状況」や「避難訓練の実施状況」についての質疑がありました。

議案2件については、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「経過措置を設けることについて、現在の入居者から意見などはあったか」との質疑に対し、当局より、「5月までの入居者からは事前に意見を聞いている。今後入居する方については、事前相談において内容を説明していきたい」との答弁がありました。

また、「全国的に見ると、自己負担が増えた分を自治体が補完するところも出てきているが、今後において公の負担というものは考えられないか」との質疑に対し、当局より、「公としての負担については、全国的な動きを見ながら対応していきたい」との答弁がありました。

このほか、「経過措置を設けた一部改正条例の形式」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号横手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、「今後の感染症発生時における傷病手当金の支給見込み」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 6 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 55 号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例及び議案第 56 号横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「これまで連帯保証人を 2 人確保できずに入居を断った方はどの程度いるのか。また、断った方への声掛けなどは予定しているのか」との質疑に対し、当局より、「連帯保証人を 2 人確保できずに入居を断わった方はいるが、記録などは残していない。そのため、声掛けは難しいが、今後は、ホームページや市報などで周知を行っていききたい」との答弁がありました。

また、「連帯保証人に民間保証会社は利用できないのか。利用できないとすれば、今後検討しないのか」との質疑に対し、当局より、「今回の改正では、連帯保証人は、親族もしくは県内に住所を有する方という規定は削除するが、民間の保証会社の利用については対象にしていない。ただ、今後の課題として検討していききたい」との答弁がありました。

このほか、「解体予定の市営住宅からほかの市営住宅への住み替え」や「市外の公営住宅から入居を希望している方への対応」についての質疑がありました。

議案 2 件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 59 号財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（マルチプラウ付）1 台）、議案第 60 号財産の取得について（除雪ドーザ 14 t 級（サイドスライドアングリングプラウ付）1 台）、議案第 61 号財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（サイドスライドアングリングプラウ付）1 台）及び議案第 62 号財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（サイドスライドマルチプラウ付）1 台）の 4 件については、一括議題にして審査

いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「スノープラウの選定はどのようにされているのか」との質疑に対し、当局より、「道路の形状などを踏まえた地域局からの要望を基に選定している」との答弁がありました。

議案4件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案9件、陳情3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第57号第3次横手市総合計画基本構想について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「総合計画上の基本計画について、社会情勢の変化に対応できるように、計画期間10年を5年にすることは考えられないか。また、以前に議員から首長の任期に合わせた総合計画にしてはどうかとの声があったと思うが、議論はしたか」との質疑に対し、当局より、「基本計画は柔軟に社会情勢等が反映されるように必要に応じた変更を想定しているほか、実施計画は毎年度見直しを行っている。計画期間を短くすると、振り返りから次の計画へ反映する過程も短くなってしまうため、現行の前期・後期5年ごとの見直しが望ましい形であると考えている。また、首長の任期に合わせるとなれば、策定期間が短く現実的ではない。なお、例えば市長のマニフェストに関しては、基本計画の中の重点方針に掲げることにも可能である」との答弁がありました。

このほか、「第3次横手市総合計画に係る市民からの募集作品の活用方法」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号財産の取得について（横手市天下森スキー場圧雪車1台）については、「入札業者の状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号財産の取得について（高規格救急自動車2台）及び議案第64号財産の取得について（高度救命処置用資機材）の2件について、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「高度救命処置用資機材に使用期限はあるか。また、救急車の次の更

新まで使用は可能か」との質疑に対し、当局より、「使用期限は国の指針として定められてはいないが、メーカーによる使用可能期間の目安はおおむね6年から8年となっている。救急車の更新は10年としていることから適切なメンテナンスを行いながら使用し、救急車と一括で更新している。なお、更新時に期限を過ぎた資機材は廃棄または訓練用として活用している」との答弁がありました。

議案2件について、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号財産の取得について（小型動力消防ポンプ12台）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号財産の取得について（横手市立体育館 スポーツ備品（バスケットボール関連））について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回は、バスケットボール関連の備品の購入であるが、体育館開館に向けて取得する備品の発注計画はどうなっているか」との質疑に対し、当局より、「今回は、取り付けにあたって建設工事に配慮する必要があり、かつ、価格上昇リスクを低減できるものを早期発注するものである。備品の発注については、性質や納期などを考慮し、今回を含め10件の発注を予定している。納入時期はすべて体育館完成後を想定している」との答弁がありました。

このほか、「発注予定備品の価格上昇のリスク」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号財産の取得について（横手市立小中学校学習用端末）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「県内市町村で共同調達をするとのことだが、そのメリットは何か」との質疑に対し、当局より、「端末を購入するにあたって県の基金からの補助があり、共同調達することは補助要件の一つとなっている」との答弁がありました。

このほか、「現在使用中の端末の処分」「新たに導入する端末の機能、附属品」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 75 号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについては、「市指定天然記念物の点検」、「賠償保険の加入状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 76 号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについては、「雪庇への事前対策」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情 7 第 5 号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書について、意見はなく、討論では、福田誠委員より、反対の立場で、「陳情で取り上げられているテーマに関しては、個人の家族観や戸籍制度、さらには憲法などとの関係で国全体の法制度や価値観にも深く関わる重要な課題だと思う。現在も国会において議論が続いており、司法判断にも様々な意見がある状況である。もちろん市民の関心が高いテーマについて、地方議会として意見を表明することは一つの役割と認識しているが、こうした国家的な制度設計に関する問題に関して、地方議会が拙速に意見を取りまとめ国に対し意思表示を行うことは慎重であるべきだと考え、この陳情に反対する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 6 号再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書については、意見、討論はなく、起立採決の結果、

起立少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情 7 第 7 号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、意見はなく、討論では、青山豊委員より、賛成の立場で、「本陳情は、昨年採択されたものに価格転嫁の部分が追加されたものと解釈し理解した。価格転嫁については民間部分で様々な問題があるが、行政の部分でも同様かと思う。価格転嫁は全国市議会議長会の国に対する要望の最重要事項の一つとして行っており、本陳情の願意は妥当と思い賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。